

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成29年度第3回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	平成30年2月15日（木）午後1時30分～午後1時50分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟2階 第3委員会室
4. 出席者氏名	（委 員）◎ 岩崎恭彦、小山利郎、田中かおり、尾崎俊介、池浦富貴子（◎会長） （事務局）総務部長 村林謹一、人事・行政・財務担当参事 家城齊和、職員課長 松本健、職員課長補佐 尼子宗成、職員課給与厚生係長 小山賢司
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	1人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TEL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 議事
2. その他

議事録

別紙

平成 29 年度第 3 回特別職報酬等審議会議事録

平成 30 年 2 月 15 日 午後 1 時 30 分

市役所議会棟 2 階第 3 委員会室

【出席委員】 岩崎会長、小山委員、尾崎委員、田中委員、池浦委員

【欠席委員】 高畑委員、西原委員、伊藤委員

【事務局】 村林総務部長、家城人事・行政・財務担当参事、松本職員課長、尼子職員課長補佐、小山給与厚生係長

【議事録】

（事務局：松本） 本日もお忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまより、第 3 回松阪市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。なお、西原委員、伊藤委員、高畑委員につきましては御欠席でございます。本日の出席委員は 8 名中 5 名で、委員の過半数の出席がありますので、本審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本会議が成立していることを報告いたします。それでは議事進行につきましては、岩崎会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いたします。

（会長） はい、皆様こんにちは。本日は、これまで御審議いただき事務局のほうに取りまとめていただいた答申案がお手元でございます。この答申案の審議ということでお願いしたいと存じます。答申案の審議に入ります前に、前回の議事に関して事務局から補足説明があります。その点についてお願いいたします。

（事務局：小山） 失礼します。前回の審議会の中で、議員の期末手当支給月数の参考にしております、国の指定職の賞与について説明させていただいた内容に誤りがございましたので、お詫び申し上げますとともに、訂正内容の説明をさせていただきます。具体的には、前回、「議員の期末手当の支給月数は、国の指定職の期末手当の部分に準じてきており、それが 3.25 月分」と説明させていただきました。また、「指定職は期末手当以外に勤勉手当も支給されている」、期末手当 3.25 月と勤勉手当プラスアルファ、というような説明をさせていただきましたが、これが間違っておりまして、国の指定職の賞与は、期末手当と勤勉手当、あわせまして 3.25 月でございました。したがって、「議員の期末手当の支給月数は、国の指定職の期末・勤勉手当に準じている」というのが正しい説明となります。また、改めて確認いたしましたが、松阪市の議員の期末手当については、過去から指定職の賞与全体の月数に準じてきたところですので、大変申しわけございませんでした。

（会長） ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、答申案の審議を進めてまい

りたいと思いますので、答申案について事務局から説明をお願いします。

(事務局：松本) それでは机に配置をさせていただいております、答申案について、事務局のほうで読み上げさせていただきます。

平成 30 年 2 月 23 日、竹上真人様。

松阪市特別職報酬等審議会会長 岩崎恭彦。特別職の報酬等の額について答申、案。

平成 30 年 1 月 25 日に諮問のあった議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、慎重に審議を重ねた結果、現行の月額で据え置くことが適当であるとの結論に達しました。

また、期末手当の支給割合については、今回の国の人事院勧告に伴う一般職の引上げと同様に、議会の議員にあつては 0.05 月分、市長、副市長及び教育長にあつては 0.1 月分、それぞれ平成 30 年度から引き上げるべきであるとの結論に達しましたので、別紙審議経過を付して答申します。

審議会の審議経過。

当審議会は、市長の諮問の趣旨を踏まえて、市財政の現状、県内各市及び類似団体の市長等の給料及び議員報酬の状況、議員活動の状況、これまでの特別職報酬の改正経過等を判断材料とし、現下の社会経済情勢も認識した上で、特別職の職務への対価として、現行の「議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額」が適正かどうかの審議を行ったものである。

審議は 3 回に及び、第 1 回では、事務局から資料の説明、委員である第三銀行経済研究所長から地域経済の動向についての説明があり、それらに対する質疑応答を行った。

第 2 回で本格的な審議に入ったが、まず、市長、副市長及び教育長の給料の額について、県内各市や類似団体と比較して現在の給料額をどのように考えるか、現在の松阪市の財政状況や地域経済の動向をどのように考えるか、また、民間給与との較差に基づく給与改定という点においては人事院勧告の動向も注視することが重要であることから、昨年的人事院勧告なども考慮したうえで、給料額を改定する必要があるかを議論した。

他団体との比較においては、給与制度の総合的見直しによる一般職の給料表水準の引下げに準じた市長等の給料額の引下げを松阪市では平成 27 年 4 月に行ったのに対し県内他市では行っておらず、その結果、県内の類似する規模の他市との比較において市長等の給料額的水準がやや低くなっており、今後、地域経済の状況や財政状況を見据えながらその水準を見直す機会を設けていくべきではないか、といった意見が出された。一方で、松阪市の状況としては、市の財政状況は市債残高や基金残高の推移などから堅調に改善してきていることが窺えるものの、財政力指数が近隣他市と比較してやや低い位置にあり、また地域経済は上向きの傾向にあるものの、今の段階で給料額を引上げとするにはやや時期尚早ではないか、といった意見も出された。また、昨年的人事院勧告では俸給表が平均 0.2%引き上げられたものの等級の高い層においては 400 円の引上げにとどまっていることも踏まえると、現行のまま据え置きとすることが望ましいという意見が大勢を占め、最終的に「据え置き」が適当であるという意見でまとまった。

次に、議員の報酬の額についての議論を行い、こちらも市長等の給料額と同様、平成 27 年 4 月の給与制度の総合的見直しに準じた引下げ分を今後見直していくべきではないかとの意見が出されたが、議員の報酬額について市長等とは別途考えなければならないような大きな判断材料は

見当たらず、市長等と同様に考えるべきではないかとの意見が大勢であり、最終的に、市長、副市長及び教育長の給料額同様「据え置き」が適当であるという結論に達した。

以上の経過から、当審議会として「議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額」については、据え置きとすることが適当としたものである。

引き続き、市長等及び議員の期末手当の支給月数についての審議を行ったが、期末手当については人事院勧告による一般職の支給割合に準じて改正してきた経過があることから、今回もそれに準拠した形での引上げが妥当であるという意見で一致し、市長等は一般職員に準じて0.1月分、議員は指定職職員に準じて0.05月分引き上げることとし、その施行期日については、平成30年4月1日とすることを結論としたものである。

なお、本答申書の内容については、第3回において委員全員が確認して作成を行ったものである。

以上でございます。

(事務局：小山) 引き続き説明をさせていただきたいと思います。

皆様方の御協力によりまして、市長から諮問を受けたことについて前回まで御審議いただいたわけですが、報酬につきましては据え置くことが適当という結論を出していただきましたので、審議の中での御意見をもとに答申案を作成させていただきました。答申の構成についてですが、まず、答申書には今回諮問を受けた件について結論を記載しております。別紙として、審議経過を、本日を含め3回の審議を行ってきたこと、また報酬等の適正額を判断するに当たっては、現在の社会経済情勢や市の財政状況及びその推移、特別職の職責を報酬等の額を他の自治体と比較するなどして総合的に判断したことを述べた上で、会議の中でいただいた御意見をまとめさせていただきました。多様な御意見をいただきましたが、同趣旨の御意見については集約をさせていただきます、文章にしております。また、答申ですので、細かい数字などについては省略をしておりますので、御了承ください。次に特別職の期末手当の支給月数について、併せて審議を行ったことを記載しております。

本日の指針といたしましては、この答申案の語句や言い回しなどについて御意見を頂戴したいと思います。なお、本日、あらかじめ欠席となっております、西原委員、伊藤委員につきましては答申書の案を先に送らせていただいております、何か御意見がありましたら御連絡をいただきたいと思いますとしておりましたが、特に意見はございませんでした。では、よろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。それではこの答申案につきまして、委員の皆様から御意見、あるいは御質問を賜ってまいりたいと思います。また、小山委員からお願いします。

(小山委員) 私も、特にこれということはないと思いますので、よろしいかと思います。

(会長) ありがとうございます。では、田中委員、お願いします。

(田中委員) 私もいいと思います。以上です。

(会長) ありがとうございます。では尾崎委員。

(尾崎委員) 私も、結構でございます。一点、上から 11 行目、「較差」というのはこういう漢字でいいのですか。

(事務局：小山) 人事院の勧告の中では、「民間との較差」という場合にはこの漢字のほうが使われています。

(尾崎委員) わかりました。ありがとうございます。

(会長) では、池浦委員お願いします。

(池浦委員) 別にありません。

(会長) ありがとうございます。私も一委員として、この答申案を拝見いたしました時に、全て今までの議論を網羅的に示していただいているかなというふうに思いますので、これについて異論はございません。

ということですので、この答申案で確定をさせていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

賛同の声有り

(会長) ありがとうございます。では、これで答申とさせていただきたいと思います。これで 3 回の議事は全て終了となりますが、全体を通して何か御意見、御質問等はございますか。

(池浦委員) 議員さんの活動がわからないというのが、どのように考えていいのかが、多分市民の方も、市民代表として来ている私も、わからないので、何かわかるものというのは難しいとは思いますが、何か考える余地はないのかなと思います。

(会長) ありがとうございます。これはここまでの審議の中で事務局への宿題という形で提示がありましたけども、どうでしょう、今後も引き続き御検討いただいて、次年度ですかね、次年度また諮問があるかどうかはわかりませんが、次回諮問があった時に、きちんと判断し、また議論の材料としていただけるようなものを御用意いただく、そういうようなことにさせていただきますでしょうか。

では、答申、あるいは審議経過にはその文言はありませんが、議事録のほうには残させていただきますので、よろしく願いいたします。

他は、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、これで答申とさせていただきたいと思います。事務局から何かございますでしょうか。

(事務局：小山) 本日の御意見を参考にいたしまして、最終の答申をまとめました上で、来週の2月23日金曜日に小山会長代理から市長に提出いただく予定となっております。なお、これまでの3回の審議会の議事録につきましては、後日各委員の皆様には議事録を御送付させていただきますので御確認をお願いいたします。またそののちに松阪市のホームページ上に議事録を公表させていただきます予定となっておりますので、皆様御了解の程よろしく賜りたいと思っております。

(会長) ありがとうございます。23日は私、所用にて出席はできないんですが、小山委員、どうぞよろしく願いいたします。それでは、本日の審議会はこれにて終了とさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました